

犬山市農業委員会総会議事録

1. 令和4年11月25日午後2時00分犬山市役所2階205会議室に於いて犬山市農業委員会を招集した。

1. 総会の議案は別紙「農業委員会総会議案一覧表」のとおりである。

1. 当日の出席委員は次のとおりである。

1番	今井 高信		2番	高木 正己	
3番	小澤 正明		4番	日比野 真里	
5番	吉原 範明		6番	澤野 敏久	
7番	寺澤 克己		8番	吉野 幹雄	
9番	伊藤 謙		10番	松山 運美	

1. 本日会議に出席した職員は次のとおりである。

事務局長	武内 雅洋	統括主査	宮田 隆志
主任主査	北野 研吾	書記	渋田 訓史

1. 総会の顛末は次のとおりである。

1. 午後2時00分、松山会長が議長席につき、10名が出席につき会議は成立する旨を述べ開会を宣す。

次に議事録署名者2名の指名を行う。

1番	今井 高信	2番	高木 正己
----	-------	----	-------

議長

それでは議案一覧表に基づきまして、第46議案から第49号議案を上程いたします。それでは事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局

議案の説明をさせていただきます。議案書1ページをご覧ください。第46号議案、農地法第5条の規定による許可申請書意見決定についてです。

【議案説明】

①譲受人は、[REDACTED]に本社を置く貨物自動車運送事業者で、拠点の一つである小牧営業所の土地の賃借契約の終了により、移転先が必要となったため、適地を探していました。申請地は[REDACTED]や[REDACTED]に近く、土地所有者の同意も得られたため、今回の申請となりました。

申請地周囲は、西側が道路、北側が水路となっていて、農地は、東側と南側に畑があり、申請者の所有する土地を除いて、隣地承諾が添付されています。申請地の周囲にはコンクリートブロック、遮光・防音フェンスを設置して、土砂の流出、光や音による害を防止します。生活排水は合併浄化槽で処理をして近隣企業の共有排水施設を経由して国道側溝へ排出します。雨水についても同施設を経由して国道側溝へ排出します。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側⑬番エー(ア) - b - (b) 街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地に該当し、許可基準はエー(イ)許可をすることができるに該当します。

【議案説明】

②譲受人は、譲渡人の孫で、現在、[REDACTED]のアパートで婚約者と2人で暮らしています。将来、結婚して子どもが生まれると現在のアパートでは手狭であるため、居住用住宅を必要としており、貸し人より申請地に分家住宅の建築を進められ、今

回の申請となりました。

申請地は、東側が道路、南側が雑種地で、北側と西側に畠があります。西側の畠は譲渡人が所有しており排水の同意書を添付しています。また、北側の畠の耕作者についても隣地同意書が添付されています。申請地の周囲はコンクリートブロックを積み土砂の流出などがないようにします。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側⑩番エー(ア) - a - (b) で、駅から概ね 300m 以内の区域にある農地に該当します。許可基準は右側の 36 番エー(イ) で、許可することができるに該当します。

議案書の 4 ページをご覧ください。第 47 号議案、農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない旨の証明願についてです。

【議案説明】

①申請地は、山林化しており、大きな農機器などを入れることができず、また、急傾斜地となっており転倒、滑落に注意して歩行する必要がある状況で、草木が生い茂り農地として再生困難な状態です。

11月18日に事務局と羽黒地区の吉野委員、今枝委員で現地を確認し、周囲の現況等を確認しました。確認日が議案書送付後の為、議案書の現況確認日が空欄となっていますが、令和4年11月18日の記載をお願い致します。現地調査の結果、現地は竹や草木が繁茂し、耕作も不可能であるため、非農地であることが見込まれます。

【議案説明】

②申請地は、山林化しており、大きな農機器などを入れることができず、また、急傾斜地となっており転倒、滑落に注意して歩行する必要がある状況で、草木が生い茂り農地として再生困難な状態です。

池野地区の澤野委員と事務局で現地を確認し、周囲の現況等を確認しました。現地調査の結果、現地は竹や草木が繁茂

し、耕作も不可能であるため、非農地であることが見込まれます。

続いて議案書の6ページをご覧ください。第48号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。議案書の7ページをご覧ください。今月の案件は、3件です。全て相対による利用権設定となります。1番が城東地区、2番と3番が羽黒地区の案件となります。

なお、2番の借人は、新規就農者のため、11月4日に事務局と羽黒地区の吉野委員、今枝委員、澤野委員により面談を行いました。

借人は、令和4年3月に定年退職し、現在は週4日、午前中のアルバイト勤務をしています。農業に興味があり、40代の頃に知り合いから畠を借りて、[REDACTED]でブドウの栽培を4年ほど行った経験があり、当時は、専業農家になりたかったが、家族の反対もあって断念しました。

今回は定年退職して子育ても一段落し、家族の賛同を得られたため、再挑戦を決意しました。

申請地は、犬山市農地バンクに登録があり、立地、規模が条件に合致したため借りることを希望しました。農業機械は、耕運機、草刈機を各1台購入予定で、軽トラックを今月購入しました。12月から耕運機で耕作を開始し、3年目に最初の収穫、5年目以降に本格的な収穫を見込んでいます。販路は直売のほか、農協や朝市などへ相談していくことを聞き取りしています。

【議案説明】

続いて議案書の8ページをご覧ください。第49号議案、農業振興地域整備計画変更に伴う農業委員会の意見決定についてです。事前にお配りした変更申出一覧別紙のものと、今日机の方にお配りしております農地利用計画変更申出の整理番号5番

の A4 の用紙をご準備いただきますようお願いいたします。今月の案件は全部で 5 件になります。1 から 4 番が、農用地区域の除外。5 番については、農用地区域の用途の変更になります。1 番から順番にご説明をさせていただきます。変更申出一覧めくっていただきまして各農地立地の位置図、載せております。

【議案説明】

① 農家状況は、耕作者にもよりますが、ともに兼業農家であるため、影響ないものと判断をしております。

今回の申出者は平成 30 年に設立され、令和元年に重度心身障害児向け種性通所施設を、[] に開設しました。また、今年の 4 月に障害者デイサービスを [] に立ち上げしました。重度の障害を持ち医療ケアが必要な重度心身障害児を支援する短期入所施設は、近隣市町含め、少ない状況にあります。そこで、そういう重度心身障害者を支援する施設を立ち上げたいと考えました。選定地を選びました理由は、当法人と、嘱託医契約を結んでいる [] に近く、通所者の医療ケアを支援する上で、最適と考えたためです。

一覧をめくっていただき 1-1 ページに、今回の除外申出地附図 8 号載っております。めくっていただきまして 1-2 ページに、周辺図、取水排水の状況の図面が載っております。また、周辺図写真が 1-3 ページに載っております。1-4 ページに土地利用計画図が、とてております。今回重度心身障害者の事業所が北側の土地に整備予定です。北側の敷地はアスファルト舗装しまして、ちょうど北側に県道 [] がありまして、そこから乗り入れをします。敷地前に雨水貯留浸透槽を設けまして、北側水路へ排出いたします。駐車場部分は碎石敷き浸透舗装で、雨水の処理をいたします。下水は先ほど申し上げました通り、公共下水道に接道して放流いたします。車両の入口は北側県道からの計画になっております。今の計画図では南側を、舗装部分の 2 節のところ、C ブロックが空いてる部分ご

ざいますが、土木管理課、市の土木管理課からも、原則通行禁止で、意見をするということで確認をしております。仮に通行する場合は補装具舗装部分を舗装するという条件付で、通行するようにということで、意見をすると、確認をしております。

【議案説明】

②建設計画は、屋根付き広場の新築です。建築面積は 750 平方メートル、鉄骨造平屋建てです。汚水排水はありません。雨水につきましては、敷地内に貯留槽を設けますのでそちらの方で処理をいたします。都市計画法特定都市河川浸水被害対策法の許可見込みありと確認しております。今回、農家状況ですが、耕作者、██████████ です。耕作者は、市が認定する認定農業者があるものの、除外面積が経営面積に対して割合が小さいため影響は少ないものと判断しております。

めくっていただきまして、付図 8 号に、今回の申し出地の位置図、載っております。すぐ北側に ██████████ がございまして、そちらの隣接する形で、敷地拡張を計画しております。2-2 ページに、周辺図、また 2-3 ページにも、周辺造のしております。

めくっていただきまして 2-4 ページに、周辺図の写真です。5 ページに土地利用計画図がございます。A の 6 ページ、種申請地の拡大図を載せております。汚水の排水はありません。運動場は碎石敷の予定です。屋根付き広場に降った雨水ですが、樋から落ちて、集水枠を通っていきます。そこから、申請地の北西角に、既設最終枠がありまして、そちらに雨水が行きまして最終的には、雨水貯留浸透層に落ちていくというような排水経路になります。南側の市道とのところに通路が 1ヶ所、書いてございますが、こちらは歩行者のみの通行の計画で、水路占用を申請予定です。また東側も、单発の隣接する擁壁ですが、北側から L 型擁壁が、ちょうど屋根付き広場の北東角までが L 型擁壁です。そこから南のビル、通路までは、コンクリートブロックで、周辺への影響がないように、対策をいた

します。

【議案説明】

③農家状況につきましては、耕作者 [REDACTED] は、兼業農家であるため、農業経営の影響はないものと判断しております。

めくっていただきまして今回の申請地の位置図でござります。続きまして今回、周辺図、ですね、申請地周辺の排水状況も書いております。

事業計画者は、昭和40年に設立された放送用の資材の販売製造等を営む法人で、申請地の東側にある工業団地に営業所と倉庫を構えております。近年の事業規模拡大に伴い、従業員用の駐車場に慢性的な不足を生じており、現在借りている駐車場は、283台分で、すでに現状で19台ほど不足状態でございます。今後多様化するニーズや増加する物流増に対応するため、従業員の増員を見込んでおり、駐車場用地の確保を早急に行う必要が出てきました。

4ページに土地利用計画図を添付しております。駐車場43台を整備で、敷地内は、透水性舗装碎石敷きをして、敷地内で自然浸透処理をします。また周辺市につきましては、コンクリート擁壁を設けまして、周辺農地への影響を、防ぐような対策を計画しております。またこちらの方につきましてはフェンスのほうは設置予定はございません。

【議案説明】

④汚水は公共下水道へ接続いたします。雨水は敷地内に貯留槽を設けまして、そちらで浸透処理した後、超過した分は、北側の道路側溝へ排水いたします。それは雨水は敷地内自然浸透とありますかちょっとこちら、違いますので、訂正いたします。特定都市河川浸水被害対策法。また農地法のまたはすいません抜けております都市計画法も許可見込みありと確認しております。

耕作者は、別紙に記載をまとめておりますが、耕作者です

ね、認定農業者、[REDACTED]がございます。それ以外の農業耕作者につきましては、兼業農家であるため、農業経営の影響はないものと判断しております。また[REDACTED]のエリアにつきましても、認定農業者ではあるものの、除外面積が經營面積に対して、我々が小さいため影響するか少ないものと判断しております。

今回の申出地の周辺、位置図が附図8号で記載しております。また周辺図取水排水の位置図、また周辺図写真を添付しております。

事業計画者は、[REDACTED]に本社工場を構え、I o T機器車載用電子機器、住宅設備等に使用される電子基板の保護コーディングや、LED用としてフッ素コーティング剤の開発、製造販売を行っております。

近年I o T機器の多様化や、住宅設備の高機能、電子化が拡大進んでおり、それに伴いフッ素コーティング材の需要が拡大しております。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響によるテレワークの急速急拡大による非接触型の機器の需要拡大、国際輸送の遅れによる国内生産材料の採用により、既存本社工場のみではこれ以上の増産に対応ができないため、新工場を建設することとなりました。

4ページの土地利用計画図をご覧ください。汚水排水につきましては、北側の公共下水道に接続いたします。また、雨水につきましては、敷地内に地下貯留浸透施設を設けまして、そちらを経由して、最終柵に行きまして、北側側溝に排水いたします。またこの申請地の南西角の[REDACTED]の田が残りますが、こちら取水につきましては、新設の側溝を設けまして、北側から取水が取れるように対策をしております。

⑤続きまして整理番号5番に移りますが、こちらについては、今日机の方にお配りしております。1枚の用紙の方をご覧ください。先にお渡ししておりました申出書とちょっと面積の

方が誤っておりました失礼しました。こちら小数点以下を表示している理由につきましては、都市計画法施行規則第60条証明の申請の面積に合わせる必要があるためです。またこちらの方はまだ分筆登記の方は行わない予定です。建設計画は、農業施設の整備です。物置と、木造小屋、仮設トイレ駐車場10台を整備予定です。汚水はくみ取りにより処理をいたします。雨水は自然浸透です。都市計画法の許可見込みを確認しております。また農地法につきましては適用除外ということで判断をしております。

今回観光農園整備に必要な施設であるため、農地区域の用途変更に、大きな影響はなしと判断しております。

めくっていただきまして、付図8号に今回の申出地の一部を添付しております。5-2ページに周辺図、この3ページ周辺図写真です。

事業計画者は申出地の農地を貸借し、ブルーベリーの観光農園を計画しております。ブルーベリーを定植するために必要な栽培用の溶液タンクと、資材を収納する物置。給排水設備、観光農園の受付所になる小屋、農園来場者及び従業員用の駐車場を整備することとなりました。今回の申し出者ですが、青年等就農計画、犬山市が認定するものですが、こちらは12月中に認可が下りる予定と確認しております。令和5年4月からブルーベリーの定植を開始いたしまして、養液栽培システムの設置工事合わせを行います。

こちらの資金につきましては、フリーローンで調達する予定でございます。また、7月ごろに防鳥ネット工事、10月に配管の増設工事、また11月に苗木の定植の増設、最終的に令和8年6月の開園を予定しております。

5-4ページ5-5ページに土地利用計画図を添付しております。敷地は採石敷で、敷地は自然浸透処理をいたします。南北に側溝、素掘り側溝を整備しまして、隣地へ流出しないように対策をいたします。また仮設トイレにつきましはくみ取りのため、汚水は排出いたしません。小屋に井戸水を引き込みまし

て、雑排水はタンクに溜め、農地の東の排水枠に流します。駐車場10台を整備するという台数根拠につきましては、1日最大60台の集客を想定しまして、1時間の利用数や対応する車両スタッフを計算した上で、10台整備するという計画になりました。説明の方は以上になります。

議長

ただいま事務局から第46号議案から第49号議案までの説明がございました。これにつきまして何かご質問だとか、ご意見はありませんでしょうか。よろしいでしょうかね。そうしましたら、ちょっと私から1点ほどご質問をしたいと思います。お役所のやられることですので間違いはないだろうと思いますが、ちょっと確認だけをお願いしたいと思います。

1点目は [] のことですが、この資料の5-4と5-5を見てください一番最後です。その前に5-3も見ていただきますとわかるように、この畠の土地は、前後左右同じ高さで畠はやられております。今読み上げを聞いておりますと、汚水は敷地内の自然浸透及び、南北側溝により臨時に隣地に流出させないように措置しますということなんですが、この図面を見ますと、雨水は素掘りの側溝なんですね。で、今のような気候変動の激しいときに、大雨が降ったときに、これ、どれぐらいのその行くつもりの側溝かもわかりませんが深さが、本当にこれで、前後左右の土地に雨水が流れ込まないように、処置ができるのかどうかということを確認してみるかどうか。お尋ねをしたいと思います。一時的な雨が降りますとやはり、大変な雨量になりますんで、今引いてあるシートはあれば取るの？取らない？もし取らないとしたら、畠の上にシートは引いちゃうんです。そのシートだったら、普通は1日中ですよね。自然浸透だって言いつつ、全面的にシートをひいたんですよ。一気に雨が降って素掘りの側溝がどれぐらいの深さがわかりませんが、それで処理できるとお考えでしょうか。

2点目は、この55ページの5行目を読んでいただきますと、これには雑排水はタンクに溜め農用地の排水用枠に流すと

書いてあります。この土地は見ますと、前後、側溝はありません。そうしますと、雑排水はタンクに溜め、汚水タンクなのかどうかわかりませんが、多分これはトイレのタンクだと思う。そうしますと、雑排水のタンクっていうはどこに、記載されているのか。教えてください。それと、排水の枠はこの図面のどこにあるんですか。その排水枠に流した水は、その排水はどこに行くんですか。そこんとこちょっと、教えてください。

事務局

今会長から質問ありましたことに回答させていただきます。現在、すでに栽培に向けて防草シートが現地では引かれて、栽培するところはちょっと盛り土をされているもんですから、現場に私が見に行ったのは、まだ緑で草が茂っているときだったんですけど、素掘りの側溝というのは、現地に今、ありますて、そこからこちらですね木津用水のある方になるんですけど、東側の方へ図面で言いますと土地利用計画の4ページ、北っていうところに矢印があると思うんですけど、勾配は、この上の方へ流れしていく形になっております。と5-1ページですが、今回用途を変更する土地の南南東ぐらいですかね。家が少し小牧市側ですけど、立ち並んでるところがあるんですが、そちらの道路には側溝がありまして、そこへ雨水は落ちるようになっているということで確認させていただきました。その雨水は道路の側溝から、[REDACTED]の方へ落ちていく、そういう状況です。雑排水の枠というのが、小屋の方から、今回養液栽培でブルーベリーをポットに並べてそこに配管を通して、溶液で栽培するんですけど、最後、余った水は、先ほどの方の4ページ戻りまして、排水の枠っていうのが一番上側にあります。そこから、道路側溝の方へ流れていくということで聞いております。

すいません1個ちょっと回答飛ばしましたけどちょっと、素掘り側溝の深さについては、現場でもちょっと深さ大きさというのを確認できていないんですが現地にすでにあることを確認しておりますんで、またちょっと大雨、昨今ゲリラ豪雨とか

で、ちゃんとそれで十分排水の方がさばき切れるのかどうかというのと、こちらの申請者が1年ぐらい現地で観光の設置に向けて、手入れの方を進められておりますので、状況の方は確認をして排水能力が足りないようであればちょっと側溝の深さとかですね、もう少し掘り下げるですか、そういう検討をするように、また、耕作者さんの方へ話をいたします。

あと小屋では手洗いの水とかがあると思うんですけどそれも、こっちの柵の方へ、先ほどの一番東側の柵の方へ、一緒に流れていくということでは聞いておりますけどそれで間違いないかは再度確認して、そういった例えば手を洗った水だとかそういったものが周りの農地に被害、影響がないような形になってるかというのは、再度今、会長から質問いただいたことを受けましてちょっと確認を取りたいと思います。事務局でちょっと確認していることとしては以上です。

議長 わかりました。5-4の柵はブルーベリー栽培用の雑排水だということなんですね。

事務局 そちらの方へ流れて、ちょっとわかりづらいかもしないですけど、物置のところから管が東側の方へ配管が伸びて、それと一緒に最終的に使った養液も流れていきます。

議長 観光農園だけでも、そこに来るお客様が普通にトイレでなく普通の手洗いとかいろんな雑排水も、ちゃんと官を伝つて、この柵に入れられるということでいいですか。

事務局 汚水、トイレの方につきましては、組み取り式の、そういう観光用の綺麗な仮設トイレというのかそういう観光地とかでも置かれているような、仮設トイレがあるそうで、女性の利用者、農園利用者の方でも綺麗に使っていただけるようなものを設置して、それは汚水のタンク、要は、そこへトイレで使った水とか、いろいろ流れでそこに溜まってでき、いっぱいに

なつたら多分バキュームで吸い取る、そういうくみ取り式のトイレを設置するので、トイレの方の排水が農地側の方へ出るということはないと聞いております。

議長

はいありがとうございました。今、質問させていただきましたか、回答いただきました。要望とすれば、どちらの雑排水につきましても、農業用は、排水炉に排出される折には、何ら農作業とか、そういうことについてですね、影響のないまで浄化されて排出されるようにお願いをしたいと思います。それでは、はい、伊藤委員どうぞ。

伊藤委員

今の話で、ちょっと一つ心配してるのは、これ液肥栽培だよね。液肥栽培ということはかなり栄養価の高いものを使うと思うんだけど、循環させて使うというならまだいいんだけどこれはもし漏れた場合、この栄養の高いそういった水が周りの農地に影響を及ぼさないか。

事務局

今の伊藤委員から質問のありましたことについて、確かに水が富栄養化すると、藻の発生原因ですか、そういった要因になると聞いたことがありますのでそこは1回、すいませんちゃんと耕作者さんの方に、そういった心配がないようになっているか、確認をとりたいと思います。

伊藤委員

そういう液が、どういう液を使うかわからないんだけど、我々がその農業で一般的に、河川に流せる基準、その範囲の中に入っているものなのか。例えばリンが多いとかそういう液体、農薬は使わないんだろうと思うんだけども、そういう環境基準に合ったものを使っているのか、そこら辺はわかるか。

事務局

伊藤委員の質問にお答えさせていただきます。基本的には1回、ポットの中にブルーベリーの木がありまして、そこへ点滴のように、液肥が落ちる形になります。ブルーベリーの木がそ

れを吸って、大きくなる実をつけるといったものになります。当然そこに雨が降ったりとか吸收されずに、出てくるものがある可能性があると思うんですけど、そこについてはずいませんこちらちょっと事務局としても、今、提起いただきて初めてちょっと観点として気づいた部分がございますので、そこはしっかりと耕作者さんの方に確認して、そういう排水の基準だとか、そういうものに抵触しないかどうか。農業の排水がそういう排水の基準というのかどうかもちょっとわからないところあるんですけど、一度そういう、ことってなると環境課ですかそういう排水の基準とかですね、担当している部署の方に今一度確認して、それを踏まえてちょっと耕作者さんに、そういう交通行政の方へ多分最終的に流れることになるもんですから、影響がないかということは、確認を取つていきたいと思います。

伊藤委員 それともう1点。この写真でわかりづらいんだけど実際この前の道っていうのは狭い。普通車が2台すれ違えるか擦り付けないかぐらいの道だと思うんだけど、例えばこれを観光農園で、最初のうちはいいでしょう。これ上手く行って平日に難住人も来るようになったときに、それだけの車を捌くとこあるのかなって。当然、ここの場所行くのには、周り畠なんだけど、その周りは民家があるもんでその民家の中を通ってこないかんわけで、どっちからきても民間の中を通ってこなあかんと。そういうったときに、やはり一番大事なのはその地域の人の了解を得ることかなと。そこら辺のこととも考えとかないと、さあ始まった方が、車が邪魔での作業の邪魔になっていて、苦情が来る。そこら辺も含めて、ちゃんとそこら辺の対処方法もちゃんと本当は出してもらって、だから、これ1日60人ぐらい。想定してるっていうけども車1台に2人か3人乗ってきてても30台になる。それで10台置きますよって10ぐらいで間に合うのかっていう。そこら辺のやっぱり、対策っていうの、本当はそこら辺の計画も出してもらわないと。これ見るとただ、申

請の許可を取るためのものだけなんで、もっと深く考えると、そういうところまであると思う。やっぱり、だから今の液体肥料の成分だとかさ。本当に環境に、マッチしとるよなという、そういう、ものも本当は出してもらうというような、多分、近隣からもそういう心配が出ると思う。これが漏れたら農地に、汚染するんじやないかとか、ねえ、そういう周りの人は知識がないからさ。そこら辺もきちっと理解してもらわないと。許可はできてもそこら辺までやってもらわないと。

事務局

駐車場の対策ことについては耕作者さん、届出人の方から聞いている部分があるので、少しお答えをさせていただきます。ブルーベリーの観光農園は、よその観光農園でもそうらしいんですけど、一応基本的には事前予約制で、1回時間当たり、ブルーベリーの農園の方にはいれるお客様というのは、人数上限を設けて、運用されるそうです。なので、必要以上に来客者さんが来るような形という、ものではなくて想定された範囲内で運営するんで、当日飛び込みのお客さんとかも、当然予約の状況で空いてるところがあればそこに入っていただいてという形なのでしばらく、止まっていたらしくことがあるそうなんですけど、その時も、大分待ち時間が出るようであれば、当然予約のお客さんを優先というような形を想定して、運営をされると聞いております。ただ伊藤さんおっしゃられるように、今後、こここのブルーベリーの観光農園が繁盛して、想定以上に集客、集まるような状況になれば事業者さん、耕作者さんとしては、駐車場の増設ですか、そういったことは、周辺で、借り入れるところを、また確認いただいたりとかそういう必要性はあるのではないかなど、事務局の方では、考えております。

議長

今の点は2点ございまして排水の件と道路の駐車場における道路の件でございました。ただ、私から一つ要望をお願いしたいんですが、今の私は、単に観光客の手洗い等の雑排収だけを考えておったんですが、当然のことながらブルーベリー便の修

復、用の肥料、等も、雨が降ると思い出すわけですよね。それが、漏れ出したやつが、これを見ると、自然浸透だと、いうこともしくは、側溝に流されるよということであれば、申し訳ないんですが、本当は確認これから確認するんではなくして、農業用水に排水する基準環境基準っていうのはあるんで、それも本当にクリアできる。普通はね、工場から排出されるやつも、進捗過程から次排出されるやつも、浄化槽を通って本来は、その環境を基準ををパスした水しか出さないと。

排出させないよということではないの。もしそうだとするとそこまでの、この排水基準の検査というのは、どのようにされるのかわかりませんが、排水基準は必ず守ってから、農業排水に出されるように、指導をしていただきたいと思います。

事務局 今会長から意見いただきましたことにつきましては耕作者さんの方に確認をとりまして、排水、の影響で、周辺の農業用水ですか、周辺の農地ですね、今日がないこと、事務局の方から、確認をとりたいと思います。またちょっと報告の方はさせていただきたいと思いますので、ちょっと今日この後の休憩時間だけでは多分、基準、本人さんも、多分初めてそんな話を聞くとかそういうことになる可能性があるので、確認をして、報告をちょっとさせていただきたい。当然、報告する上ではそういう周辺のところに影響がないような対策も検討いただかないかんと思いますので、そういう検討した結果もですね、報告させていただきたいと思います。

議長 わかりました。私がいうのは確認をするんじゃないですよ。これ今、これから確認すんじやないですか。だったら、指導しますということまで言ってもらわなきゃいかんと思うんです。確認だけだと、確認しましたで終わっちゃうわけでしょ。だから、もしこれが到達したらそれがうまくいくように、ちゃんと排水についての雨水についても、ちゃんと処理できるように指導いたしますとか、完結するようにいたしますというようなご

回答がないと。だから、そのところはやっぱり、行政としての姿勢をね、示していただかないと、判断基準ができないと思いますので、そのところをよろしくお願ひしたいと思います。

事務局

すいませんちょっと回答の方が不十分だったということで指摘いただきましてしっかりと耕作者さんの方に確認をして、必要な対策、排水の対策をとっていただくように、事務局の方から指導いたします。

議長

以上でございます他にご意見、はいどうぞ。

小澤委員

3番、小澤でございますが、以前、当時で、ご存知のように太陽光やられまして、その時の、書類の中で、ちょっと疑問点があつて指摘してあるんですね。それで、次回の委員会前に回答いたしますという、返事をいただいてそのときは、通しました。再度、もう2、3年経つんですがまだ回答もらえない。

こういう状態であると、今回会長が言われた問題についても、事務局は回答せずにずっと延びてしまうことがありますので、会長の質問に対して、回答が出たら審議すると、そういうふうにしていただきたいと思います。

過去の例からこんなことは言いたくないんですが、余りにも事務局がたくさんですから、よろしくお願ひします。

事務局

今の案件につきましてはすいませんちょっと後程、場所のところですとか塔野地の太陽光といいますと、1ヶ所、思い当たるところありますけどそれ以外にもあった可能性があるんですけど、どこの・・・すみません。後ほど小澤委員に確認させていただきます。

議長

よろしいですか、はい。そしたら他にないようございましたら、地区審議の方に入りたいと思いますが、よろしいでしょう

か。

午後 3 時 15 分 地区審議

【小澤委員に確認。説明を行う。】

午後 3 時 25 分 開議

議長 定刻になりましたけど、よろしいですか。ただいまより再開をさせていただきます。第46号議案、農地法第5条の規定による、許可申請書、意見決定について、意見の決定を求めます。

1番と2番について城東地区お願ひします。

小澤委員 3番、小澤です。1番と2番について地区審議の結果、可といたします。

議長 ただいまお聞きの通り地区審議の結果発表がございました。ここで全員さんにお諮りいたします。

第46号議案、別紙申請事項について、意見の決定を可と決定してよろしいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは46号議案につきまして、可と決定いたしました。続きまして、第47号議案、農地法第2条第1項の農地に該当しないものの証明願の証明について、意見の決定を求めます。

1番につきまして羽黒地区をお願いいたします。

吉野委員 8番の吉野幹雄です。現地を確認いたしましたところ、すでに雑木林になっており、回復困難のため、地区審議の結果、可といたします。

議長 続きまして2番につきまして、池野地区お願いいいたします。

澤野委員 6番、澤野です。11月11日に事務局と現地調査をした結果、現場は山林となっており、耕作不可能な状態になっておりますんで、可といたします。

議長 ただいまお聞きの通り地区審議の結果発表ございました。ここで全員さんにお諮りをいたします。

第47号議案、別紙申請事項について、意見の決定を可と決定してよろしいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは47号議案につきまして、可と決定いたしました。続きまして、第48号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画決定の決定について、意見の決定を求めます。

1番につきまして、城東地区をお願いいたします。

小澤委員 1番について、可とすることは相當であるとしました。

議長 続きまして、2番と3番につきまして羽黒地区をお願いいたします。

吉野委員 8番、吉野幹雄です。2番は圃場整備の余剰地を購入され30年間放置状態でありましたが、2年前より整備が進みようやく作物ができるまでに解決されました土地です。問題のなく地区審議の結果、可といたします。整理番号3番につきましては、地区審議の結果、可といたします。

議長 ただいまお聞きの通り地区審議の結果発表はございました。ここで全委員さんにお諮りをいたします。

第48号議案、別紙申請事項について、意見の決定を可と決

定してよろしいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは 48 号議案につきまして、可と決定いたしました。

続きまして、第 49 号議案、農業振興地域整備計画整備計画変更に伴う農業委員会の意見決定について、意見の決定を求めます。

1 番につきまして犬山地区お願ひいたします。

今井委員 1 番、今井。審議の結果、異常なく可といたします。

議長 2 番について譲渡つくお願ひいたします。

小澤委員 整理番号 2 番について、可とすることが相当であると決しました。以上です。

議長 3 番につきまして、羽黒地区お願ひいたします。

吉野委員 8 番、吉野幹雄です。整理番号の 3 番につきましては、地区審議の結果と可といたします。

議長 4 番と 5 番につきまして、楽田地区お願ひいたします。

伊藤委員 4 番、5 番ですが、4 番は可といたします。5 番も、先ほど出たような意見を十分踏まえていただいて、そういったことが、早急に書類、或いはそういったもの出してもらえるよう要望します。こういったことで新規就労者の芽を摘むことは、私個人としては避けたい。これからもこういう事案が出てくると思うんだけど、今出たような意見も、踏まえていただいて、5 番については、やむなく可といたします。

議長 ただいまお聞きの通り地区審議の結果発表はございました。
ここで全委員さんにお諮りをいたします。

第49号議案、別紙申請事項について、意見の決定を可と決定してよろしいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは本議案につきまして、可と決定いたしました。続いて報告事項について、何かございましたら事務局から報告をお願いいたします。

事務局 報告いたします。議案書の9ページをご覧ください。
報告第18号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届け出書受理について、今月の報告は1件です。
続いて議案書の11ページをご覧ください。報告第19号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届け出書受理について、今月の報告は7件です。報告は以上です。

議長 ただいま報告はございましたが、この報告につきまして、ご意見とか、ご質問あるでしょうか。よろしいですか。それでは何もないようでございますので、報告を終了いたします。これをもちまして本日予定いたしました案件はすべて終了いたしました。